

答 申

「①平成 30 年 12 月から 31 年 1 月頃にかけて、ある県民の年末調整のやり直しと源泉徴収票の再発行を行った際、他の該当者についても再計算を行ったことがわかる文書、②平成 29 年度の〇〇学校敷地内における教員による喫煙について、令和 2 年 3 月 12 日にある県民から告発を受けてから実際に調査を開始したことがわかる文書」非公開決定

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 2 年 5 月 8 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 2 年 3 月 13 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①平成 30 年 12 月頃から平成 31 年 1 月頃にかけて、ある県民が 4 年間分の年末調整のやり直し及び 5 年分の源泉徴収票の再発行を高校教育課に指示したが応じず、出納局会計課の指導を受けて、ようやくこれに応じ、結果として年末調整による還付金不足額 14000 円ほどの返還及び 5 年分の源泉徴収票の再発行を行った。これを受けて、高校教育課〇〇は、当該県民の、他の該当者についても年末調整をやり直すようにとの指導により、該当と思われる常勤講師の年末調整の再計算を行ったと当該県民に述べたが、その再計算を行ったことを示す一切の文書・メモ等（税務署への修正申告あるいは更正の請求を含む）を公開せよ。（以下「本件公開請求①」という。）②令和 2 年 3 月 12 日、ある県民が、県立学校の敷地内においては平成 16 年世界禁煙デーより全面禁煙となっているにも関わらず、〇〇学校（平成 29 年度）において、教諭である〇〇及び〇〇が校舎内でこっそりと喫煙し、学校という場で教員がたばこ臭を周囲にばらまき、当該県民や〇〇生徒に迷惑をかけたこと、また、そのような簡単なルールさえも守れぬ者が生徒に校則や法律を守ることを教えられるのかと、高校教育課〇〇に告発及び戒告した。また、〇〇は〇〇という指導的立場にあり、そのような者が当たり前のルールさえ守れぬことは許しがたきことであった。また、これについて事実確認をし、懲戒処分の適用を考えるよう〇〇に指導した。また、その結果を報告するよう〇〇に指導した。同日、後ほど〇〇に同県民が事実確認をしたかどうかを尋ねると、調査中であり、その結果については報告できないとのことを言われた。ゆえに、本件告発をしたものの、実際に調査を開始したのか疑わしいので、告発を受けてから実際に調査を開始したことを証明する一切の文書・メモ等を公開せよ。（以下「本件公開請求②」という。）」について公開請求を行った。

2 請求への対応

(1) 公文書公開請求の補正

当該公文書公開請求は、請求内容の一部に実施機関の認識と異なる点等があったため、条例第6条第2項の規定により、実施機関は、令和2年3月23日付け公文書公開請求補正要求書により、「①平成30年12月頃から平成31年1月頃にかけて、ある県民が4年間分の年末調整のやり直し及び5年分の源泉徴収票の再発行を高校教育課に求めたことに関し、他の講師についての同様の計算間違いの有無の確認や再計算に係る一切の文書（税務署への修正申告あるいは更正の請求を含む）②令和2年3月12日、ある県民が、平成29年度の〇〇学校敷地内における教員による喫煙の件について、高校教育課〇〇に連絡した件について、実際の調査を開始したことを証明する一切の文書」と補正案を示し、補正を求めた。

(2) 個人情報開示決定等期間延長決定

実施機関は、年度末年度始めの繁忙期であることに加え、新型コロナウイルス感染症対応等により業務量が増加している状況から、請求内容の精査に相当の日数を必要とすることを理由として、令和2年3月25日付けで同年5月11日まで公文書公開決定の期間延長を行った。

(3) 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求①②のいずれについても、請求内容に該当する文書を作成していなかったため、令和2年5月8日付けで非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年5月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書非公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が非公開決定の取消しを求める本件公文書は、「①平成30年12月から31年1月頃にかけて、ある県民の年末調整のやり直しと源泉徴収票の再発行を行った際、他の該当者についても再計算を行ったことがわかる文書、②平成29年度の〇〇学校敷地内における教員による喫煙について、令和2年3月12日にある県民から告発を受けてから実際に調査を開始したことがわかる文書」である。

2 本件公文書を非公開とした理由

(1) 本件公開請求の対象となる公文書の特定及びその不存在について

ア 本件公開請求①について

本件において、審査請求人は、県立学校講師であったある県民（審査請求人と同一人物であるため、以下「審査請求人」という。）に係る年末調整の算定誤りが発覚した後、同様の誤りに該当していることが疑われる他の講師について、年末調整の再計算を行ったことを示す一切の文書・メモ等を公開せよと請求している。

審査請求人が主張する年末調整の誤りは2種類に分けられる。一つは、単純な計算誤りによるものであり、もう一つは、事務処理方法によるものである。前者については、審査請求人が勤務していた学校において、審査請求人と同時期に勤務していた全ての講師を対象に再計算を行い、誤りがなかったことを確認した。後者は、県立学校講師の社会保険料について、当時は会計処理の都合上、給料から法定外控除した翌月に納付しており、12月分の社会保険料は翌年1月の納付分として取り扱われていたが、法定外控除する場合は、控除した日を納付日とすることが適切であったものである。確認の結果、所得税額への影響はなかったが、平成31年1月23日付け事務連絡「社会保険料に係る事務処理の適正化について」により、以後は納入通知書により本人が納付するよう県立学校に通知し是正を行っている。

これらの再計算に当たっては、既存の資料を用いて検算を行ったのであって、当該資料は、審査請求人が求める「再計算を行ったこと」を示す内容が記載されているものではない。

なお、後日、高校教育課〇〇（当時）（以下「〇〇」という。）が審査請求人に対し、審査請求人と同時期に勤務していた講師について年末調整の再計算を行った結果、誤りはなかったこと、社会保険料に係る事務処理の適正化についての通知文を発出し是正したことを伝えている。

イ 本件公開請求②について

本件において、審査請求人は、学校の敷地内における教員の喫煙に関して、審査請求人から電話で苦情を受けた〇〇が、実際に苦情の事実を確認する調査を行った結果を示す一切の文書・メモ等を公開せよと請求している。

〇〇は、当該電話の後、直ちに、当該学校長に電話で連絡を行い、審査請求人からの苦情の内容を伝えるとともに、事実確認の上、〇〇への報告を求め、同日、〇〇は当該学校長から電話連絡を受けている。

本件は、事案の発生から約3年が経過しており、事実確認の結果、電話のあった時点では、既に学校の敷地内で喫煙は行われていなかったこと、児童生徒のけが等の重大な結果につながる可能性が極めて低かったことから、口頭による注意喚起及び上司への報告は行ったが、文書を作成して組織的に情報を共有することはなかった。

(2) 本件公開請求対象公文書を作成していない理由について

本件公開請求①については、審査請求人の勤務校において、審査請求人と同時期に勤務していた全ての講師を対象に、年末調整の再計算を行い、その結果、還付又は追徴の必要がないことが判明した。仮に、還付又は追徴が必要であった場合は、源泉徴収票の再交付や関係機関への給与支払報告書の提出等が必要となり、再計算を行ったことを示す資料を付して公文書として保存されることになったと考えられるが、本件公開請求①に係る対象者は、還付又は追徴が不要であったため、そのような文書を作成する必要がなかったものである。

本件公開請求②については、県立学校に所属する教職員に係る苦情等への対応であり、通常、外部から連絡があった場合は、高校教育課教職員係が当該教職員の所属校の校長に連絡し、事実確認を行った上で、対応を決定している。本件のような事案は、愛媛県公文書の管理に関する条例（平成30年愛媛県条例第34号）第4条に規定する

軽微な事案に該当し、通常、口頭により上司へ報告し、公文書を作成することはない。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) ○○年度から○○年度にかけて県立学校講師として任用されたある県民の在職中の年末調整及び源泉徴収票が誤っており、当該県民は該当の年末調整及び5年分の源泉徴収票の訂正及び再発行、税務署への更正あるいは修正申告を行うよう高校教育課を指導した。結果として、当該県民の年末調整はやり直され、5年分の源泉徴収票が訂正の上、再発行された。これが起きた原因は、各県立学校が講師の社会保険料控除の取扱いを誤っていることであった。

当然、当該県民だけでなく、社会保険適用の講師については、そのすべてが社会保険料控除のやり方を誤っていることが推定されたため、当該県民は他の県立学校講師の年末調整についても再確認し、誤っていれば過徴収した所得税を返金し、源泉徴収票もすべて再発行するように、高校教育課○○（現○○）を厳しく指導した。ところが○○はこれを行わないと回答した。理由は事務手続きが面倒とのことであった。しかし、当該県民は他の講師のため、数か月にわたって繰り返し指導したところ、○○は当該県民が所属していた学校の他の講師については、再計算をさせたと当該県民に対して言った。

しかし、本件について、審査請求人は○○の言うことは到底信じられないため、今回の公文書公開請求を行った。

- (2) 今回の年末調整の誤りについては、行政機関として致命的なミスであり、事態は深刻である。それゆえに調査するよう当該県民は○○を指導し続けた。本人は上記のように一部講師については再計算を行うよう学校に指示をしたと言う。しかし、このような指示は電話等で簡単にできるものではなく、本当に指示をしているのならば文書で明確にしているはずである。それが無いと言う。実際に再計算すれば、当該県民の社会保険料控除だけを誤って、他の講師の控除を誤らないということはあるので、その場合、必ず年末調整の誤りが発見されているはずである。ならば、必ず税務署への更正あるいは修正の申告が必要となる。これは必ず文書で残る。
- (3) しかしながら本件に関して、文書不存在と言う。ありえないのである。これはつまり再計算など行っていないということである。それであれば○○は虚偽を述べたことになる。あるいは、実際には当該学校への再計算指示書や税務署の書類等があるにも関わらず、文書不存在との決定通知書を発出したのであれば、刑法156条「虚偽公文書作成等」に該当する犯罪である。明確な説明を求める。
- (4) 喫煙の件についても文書不存在とのことであった。本件は、県立学校講師であったある県民が、在職中に校内禁煙であるにも関わらず、喫煙者の教諭が校舎内のある場所で日常的に喫煙を行っていたことを高校教育課○○に告発し、当該教諭の処分を求めたものである。これについて○○は調査を行っていると回答している。これまた、文書不存在とのことである。このような重要な案件の場合、まず告発の電話の記録を残すはずである。それから、そのような電話があった旨を文書にまとめ、正式に文書

で当該校の校長に対して調査を行うよう指示するはずである。上記年末調整と同じく、本当に調査を行ったのかどうかまったく信用できない。調査を行ったのであれば、事の顛末を記した文書を作成せよ。行っていないのであれば、調査を行い、文書を作成せよ。行っていない場合は、〇〇は虚偽を述べたことになるので、〇〇も処分せよ。以上のことから、本件処分は違法、不当である。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

本件令和2年5月13日付けで審査請求し、その後、その趣旨に基づき、「公正・迅速」に手続きを進めてもらうため、どんなに遅くとも3か月以内には諮問に至るように高校教育課教職員係〇〇、〇〇等に求めてきた（教育長にも電話をした）にも関わらず（他自治体においては1か月以内の諮問等が定められている場合が多い。愛媛県においてはなぜかこの期限について定められておらず、〇〇らはこれを悪用した。）、同職員は諮問のための弁明書作成を7か月も意図的に遅らせた。県民は90日以内に審査請求をしなければならないが、それに対して、7か月も意図的に第三者への諮問を遅らせるなど論外の暴挙である。中村知事の推進する「開かれた県政の推進」という職務命令やそれに基づく条例等に真っ向から反する愚行であり、県は同職員に対しての懲戒免職処分を即座に検討すべきである。

審査請求は「裁判」と進行等が似ているが、「裁判」においては各書面の提出期限が定められ、それに遅れば、「時機に遅れた提出」として通常受け付けられない。よって今回、審査請求人としては以下のように回答する。

- ①「弁明書」は時機に大幅に遅れており、よって「無効」「失当」であって、審査請求人提出の審査請求書に対する「擬制自白」（審査請求人の主張をすべて認める）が成立済みである。ちなみに無効な弁明書については「読む必要すらない」のであり、審査請求人はこれを「却下」と決定し、これに「目を通すこともなく」受領後ただちに破棄したことも付言しておく。
- ②「口頭による意見陳述」「証拠書類等の提出」の必要性も上記①により、その必要性を認めない。
- ③よって、この反論書をもって、即座に審査会へ諮問すること。
- ④なお、審査請求人は裁判所への「文書提出命令申立」をもって、即座に、強制的に、非開示となった文書の提出を求めることもできることを付言しておく。
- ⑤ほか1件の審査請求についても、同様の反論書を提出するのみであり、「無効な弁明書」は受領後ただちに「目を通さずに」破棄することも付言しておく。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「①平成30年12月から31年1月頃にかけて、ある県民の年末調整のやり直しと源泉徴収票の再発行を行った際、他の該当者についても再計算を行ったことがわかる文書、②平成29年度の〇〇学校敷地内における教員による喫煙について、令和2年3月12日にある県民から告発を受けてから実際に調査

を開始したことがわかる文書」である。

また、本件処分において、実施機関が非公開とした理由は、請求内容に該当する文書を作成していないためであり、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、公開しない旨の決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、再計算を本当に指示していれば文書で明確にしているはずであり、実際に再計算すれば、当該県民の社会保険料控除だけを誤って、他の講師の控除を誤らないということはあるとありえないので、必ず年末調整の誤りが発見されている等の理由から、本件処分は違法、不当であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公開請求①について

本件においては、ある県民と同様の誤りがあることが疑われる他の講師について、年末調整の再計算を行った結果、対象となる公文書が存在するかどうか論点となる。

まず、再計算の実施については、実施機関の弁明によれば、ある県民と同時期に勤務していた全ての講師を対象に再計算を行い、誤りがなかったことを確認したと述べられており、このことに異論はない。

次に、その結果であるが、これらの再計算に当たっては、既存の資料を用いて検算を行ったので、審査請求人が求める「再計算を行ったこと」を示す内容が記載されているものはないとの実施機関の主張について、再計算結果に誤りがあり、所得税の還付や追徴が必要なら本件公文書が作成されることになるが、社会保険料の事務処理方法が適切ではなかったものの所得税額への影響はなく誤りがなかったため、本件公文書は作成されていないという説明には合理性がある。

よって、請求に該当する公文書は存在しないため、公開できないとの処分は妥当である。

(2) 本件公開請求②について

本件においては、ある県民から電話で苦情を受けた〇〇が、事実を確認する調査を行った結果を示す一切の文書・メモ等、すなわち本件公文書が存在するかどうか論点となる。

実施機関の弁明によれば、〇〇は、当該電話の後、当該学校長に審査請求人からの苦情の内容を電話で連絡し、事実確認の報告も電話で受けており、本件公文書は作成していないと主張している。

よって、苦情内容や調査結果を文書で作成していない以上、処分は妥当である。

なお、この場合の口頭による対応は、軽微な事案に該当するとして実施機関が決めたことであり、当審査会が善し悪しを判断するものではない。

(3) 弁明書の作成について

審査請求人は、反論書において、時機に遅れた弁明書は無効、失当であって、審査請求人が提出した審査請求書に対する擬制自白が成立していると主張している。

弁明書に関して、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会は、実施機関に対し、諮問をしようとするときには行政不服審査法に基づく弁明書及び反論書の写しの提出を求めること、また、愛媛県情報公開条例関係事務取扱要領と

愛媛県個人情報保護事務取扱要領において、主務課は、弁明書の写し等を添え審査会に諮問することとなっているが、当該条例や愛媛県情報公開条例には弁明書の提出や諮問までの期間についての定めはない。

一方、行政不服審査法において、実施機関は、相当の期間内に弁明書を作成するものと定められており、相当の期間とは、弁明書を作成するのに必要と考えられる合理的期間と解釈される。

については、本件審査請求において、実施機関は、合理的期間に弁明書を作成したかどうかについて検証する。

まず、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が本国において初めて確認されてから全国的に感染が拡大し、実施機関においては、同年2月以降、県立学校における感染拡大防止対策や休校措置等、新型コロナウイルス感染症への対応に組織を挙げて最優先で取り組む必要に迫られ、このような状況が8月下旬まで続いたということは疑う余地がない。

次に、審査請求人は、実施機関に対し、平成30年度と令和元年度の2箇年間で、公文書公開請求を66件、個人情報開示請求を76件行い、令和2年度も同様に請求を続けており、実施機関はその都度、開示文書の精査等に多大な時間と労力を要してきたことが推察される。

さらに、審査請求人は、〇〇年〇〇月、愛媛県及び愛媛県教育委員会を相手方として、不払給与や慰謝料等の請求を趣旨とする労働審判手続申立て（〇〇年〇〇月取下げ）を行い、続いて〇〇年〇〇月に同様の趣旨で訴訟を提起し、現在も係争中である。このため、実施機関は、当該訴訟に関する開示請求等への対応には一層時間を要し、訴訟への対応にも当然ながら時間を割かれるとともに、本件審査請求は当該訴訟の進行にも関係することから、弁明内容も慎重に検討する必要があると推断される。

以上のことから、社会通念上当該書面を作成することに要する期間を超過しているとは解されるものの、これらの事情を勘案すれば、実施機関は突発的対応への対応とともに、弁明書作成に慎重に対応すべき状態であったことは明白であり、審査請求人が主張するような弁明書の作成を意図的に遅らせたとは認められず、違法、不当とは言えない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 1月 8日	諮問
令和3年 2月 5日	審査会（第1回審議）
令和3年5月18日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	